

## 高知県立大学社会福祉研究倫理審査委員会に関する細則

### (趣旨)

第1条 高知県立大学研究倫理審査委員会規程第2条第2号の規定に基づき、高知県立大学（以下、「本学」という。）社会福祉学部及び大学院人間生活学研究科社会福祉学領域、健康生活科学研究科社会福祉学領域の学生及び教員が行う研究並びに学内外から依頼された同学生及び教員を対象とする研究等について、研究の倫理に関する事項を審議し、実施するため、社会福祉研究倫理審査委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

### (所轄事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 研究等の実施計画、又はその成果の公表計画について審査し、申請を行った者（以下、「申請者」という。）に対して審査の結果を通知する。
- (2) 研究の倫理基準の作成、その他必要事項を審議する。

### (組織及び構成員)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員5人以上で組織する。

- (1) 本学大学院人間生活学研究科社会福祉学領域担当専任教員
- (2) 本学社会福祉学部専任教員
- (3) 学外の有識者

2 前項第3号の委員は、学長が委嘱する。

### (委員長・副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、第3条第1号及び第2号の委員のうちから委員の互選によって選出する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員会の会議)

第6条 委員長は委員会の会議（以下、「会議」という。）を招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員（議長を除く。）の過半数によって決する。ただし、可否同数の場合には、議長が決する。
- 4 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させることができる。

### (専門委員会)

第7条 委員会は、専門委員会を設置し、第2条第1号に掲げる審議事項につき諮問し、その執行を委任することができる。

2 専門委員会は、社会福祉学に精通する者3名から構成する。ただし、委員は専門委員会委員

を兼ねることができる。また、必要に応じて変更、追加することができる。

3 専門委員会委員長は、前項の委員のうちから、委員の互選により選出する。

4 専門委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 本学社会福祉学部及び大学院人間生活学研究科社会福祉領域、健康生活科学研究科社会福祉学領域の学生及び教員の研究倫理審査に関する事。

(2) 学外から依頼された社会福祉学部及び大学院人間生活学研究科社会福祉領域、健康生活科学研究科社会福祉学領域の学生及び教員を対象とする研究倫理審査に関する事。

5 専門委員会は、審査にあたって、申請者の出席を求め、申請内容等の説明を受けることができる。

6 専門委員会は、学識経験者に出席を求め、意見を聴くことができる。

7 専門委員会は、審査結果を委員長に報告する。

(審査の申請及び結果の通知)

第8条 申請者は、倫理審査申請書、研究計画書又は公表計画書その他高知県立大学研究倫理審査委員長があらかじめ指定した書類を委員長に提出しなければならない。

2 倫理審査申請のあった研究等について、社会福祉領域以外の領域での審査を行うことが適当と委員会が認めた場合、委員長は申請者と申請の取扱いについて協議するものとする。

3 委員長は、審査経過及び審査結果を申請者に書面によって通知しなければならない。また、不承認又は条件付き承認の場合は書面にその理由を併記しなければならない。

(異議)

第9条 申請者は、審査の結果に異議があるときは、委員長に再審査を求めることができる。

(高知県立大学研究倫理委員長への報告)

第10条 委員長は、次の事項を、第1号については審査後速やかに、第2号については定期的に高知県立大学研究倫理委員長に報告するものとする。

(1) 委員会が倫理審査の結果承認した研究等に関する審査経過及び審査結果

(2) 委員会の倫理審査全般に関する審査経過及び審査結果に関する概要

(研究終了の報告)

第11条 申請者は研究等が終了した場合は、速やかに研究終了届を高知県立大学研究倫理審査委員長に提出する。

(守秘義務)

第12条 委員会は、審査の経過及び結果につき正当な理由があると認められる場合を除き原則として公表しない。

2 委員会の委員及び委員会の求めに応じて委員会の会議に出席した者は、審査の中で知り得た事項を法令で定められている場合又は裁判所の命令による場合など正当な理由なく他にもらしてはならない。委員を退任した後も同様とする。

(事務)

第 13 条 委員会に関する事務は、事務局総務企画課において処理する。

(委任)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の議を経て別に定める。

附則

1 この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。